

武蔵野商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、武蔵野商工会議所ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載資格)

第2条 広告を掲載できるものは、武蔵野商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員事業所とし、会費を完納していることとする。

(広告の種類および範囲)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページに画像を貼り、クリックすることで他のサイトへリンクしているもの）とし、内容が次の各号に該当しないものであること。

- (1) 商工会議所のホームページに掲載することで、その公共性、中立性および品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (3) 公の秩序または善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (5) 投機的内容または射幸心を煽る内容に関するもの
- (6) 虚偽、または誤認されるおそれがあるもの
- (7) 内容が不明確なもの
- (8) その他、商工会議所が広告として適当でないと判断するもの

(広告の掲載場所)

第4条 広告掲載場所は、ホームページのトップページとし、商工会議所が指定した位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次の各号に定める規格とする。

- (1) 大きさ 縦 62 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 容 量 30KB 以内
- (3) 形 式 Jpg gif （アニメーションは不可）

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠1月あたり税別1,500円とする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として1年単位とする。なお、掲載開始日は原則として4月1日の正午とし、終了日は翌3月31日の正午とする。掲載開始日を過ぎて掲載の希望があった場合は、掲載が決定した日の翌月1日から3月31日までを掲載期間とする。掲載開始日および終了日が土・日曜日・祝日と重なる場合は翌営業日とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、商工会議所のホームページおよび会報等に掲載し公募するものとする。

(掲載の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する事業所は、「武蔵野商工会議所有料バナー広告掲載申込書」(第1号様式)を商工会議所に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第10条 商工会議所は、前条の申請があったときはその諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

(掲載料の納入)

第11条 掲載決定通知を受けた事業所は、広告掲載開始前までに商工会議所が指定する方法で、当該広告の掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、第5条の規格に従い広告主が作成し、商工会議所が指定した期日までに提出するものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 商工会議所は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を納入しないとき

- (2) 広告主が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき
- (3) その他、商工会議所が広告掲載を継続することが不相当だと認めるとき

(掲載料の返還)

第15条 納入済みの掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由によるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、専務理事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

武蔵野商工会議所有料バナー広告掲載申込書

バナー広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

事業所名				
住 所	〒			
連絡先	TEL		FAX	
	e-mail			
事業内容				
代表者名		担当者	氏名	
			部署	
掲載希望期間	平成 年 月 ～ 平成 年 3月 (ヶ月間)			
リンク先 URL				
備 考				

お申込先

武蔵野商工会議所 総務課

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-10-7

TEL : 0422-22-3631 FAX : 0422-22-3632

e-mail : soumu@musashino-cci.or.jp